



島根県報

令和8年3月31日（火）

第 7 0 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則	（女性活躍推進課）	5
島根県聴聞手続規則の一部を改正する規則	（総 務 課）	6
補助金等交付規則の一部を改正する規則	（財 政 課）	6
児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	7
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	8
島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産地支援課）	8
島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則	（林 業 課）	9
島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則	（水 産 課）	9
島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	（中 小 企 業 課）	14
島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	（下水道推進課）	14
島根県会計規則の一部を改正する規則	（審査指導課）	14

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（地域福祉課）	15
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出	（高齢者福祉課）	16
農地を利用する権利の設定に関する裁定	（農業経営課）	16
換地処分	（農村整備課）	16
島根県資源管理方針の変更	（水 産 課）	17
臨港地区の指定	（港湾空港課）	39

【訓 令】

島根県職員被服等貸与規程の一部改正	（人 事 課）	39
-------------------	---------	----

【公 告】

島根県第4期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（情報システム推進課）	40
公共測量の実施	（技術管理課）	44
公共測量の終了（4件）	（ ” ）	44

【選管規程】

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程を廃止する規程		45
----------------------------	--	----

【内水面漁管委告示】

令和8年度水産動植物の目標増殖量		46
------------------	--	----

【議会告示】

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正

(議 会 事 務 局) 47

公布された条例等のあらまし

◇島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

設備使用料の新設（別表関係）

種 別	区 分	品 名	単 位	使 用 料 (1回につき)
音響設備	ホール	オーディオプレーヤー／レコーダ ー	1台	240円
映像設備	ホール	マルチメディアプレーヤー	1台	110円

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県聴聞手続規則の一部を改正する規則（規則第22号）

1 規則の概要

聴聞の期日における審理の公開を行う場合において、当該聴聞の期日及び場所については、インターネットの利用その他の方法により公示することとした。（第9条関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第23号）

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第24号）

1 規則の概要

措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、徴収額を0円とする場合の要件を改正することとした。（別表第1・別表第3関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 規則の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令の施行等に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行等に伴う規定及び様式の整備

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

花ふれあい公園の利用料金等に係る減免基準を改正することとした。（第5条関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

木材産業等高度化推進資金の貸付条件を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整備（第2条・別記様式第1号—別記様式第2号の2・別記様式第4号関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第30号）

1 規則の概要

貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（規則第31号）

1 規則の概要

(1) 予算執行者が納入の通知をする場合に指定する期限について、納入通知書の発行の日から起算して20日以内とすることとした。（第22条関係）

(2) 島根県会計規則の収納事務を委託することができる歳入等に係る規定は、流域下水道事業の収入については適用しないこととした。（第32条関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

- (1) 歳入の調定及び納入の通知をする権限のうち知事が別に定めるものは、部局の長に委任しないこととした。(第4条関係)
- (2) 収支等命令者が納入の通知をする場合に指定する期限について、納入通知書の発行の日から起算して20日以内とすることとした。(第18条関係)
- (3) 収納に関する事務を委託することができる歳入等を定めることとした。(第31条の4関係)
- (4) 島根県収入証紙条例を廃止する条例の施行に伴う規定及び様式の整理(第83条・様式第55号関係)
- (5) その他規定の整理

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第21号

島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立男女共同参画センター条例施行規則(平成11年島根県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

	移動サブウーハー	1台	190円
--	----------	----	------

」

を

「

	移動サブウーハー	1台	190円
	オーディオプレーヤー/レコーダー	1台	240円

」

に、

「

映像設備	ホール	プロジェクター	1台	1,770円
------	-----	---------	----	--------

」

を

「

映像設備	ホール	プロジェクター	1台	1,770円
		マルチメディアプレーヤー	1台	110円

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第22号

島根県聴聞手続規則の一部を改正する規則

島根県聴聞手続規則（平成6年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第9条中「その事務所の掲示場に掲示」を「公示」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項前段の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第23号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第101号を第103号とし、第100号を第102号とし、第99号を第101号とし、同表第98号中「島根県小・中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）交付金」を「島根県中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）交付金」に改め、同号を同表第100号とし、同表中第97号を第99号とし、第91号から第96号までを2号ずつ繰り下げ、同表第90号中「島根県水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業交付金」を「島根県漁場生産力・水産多面的機能強化対策協議会等運営事業交付金」に改め、同号を同表第92号とし、同表第89号中「離島漁業再生支援交付金」を「島根県離島漁業再生支援等交付金」に改め、同号を同表第91号とし、同表中第77号から第88号までを2号ずつ繰り下げ、第76号を第77号とし、同号の次に次の1号を加える。

78 農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金

別表中第75号を第76号とし、第72号から第74号までを1号ずつ繰り下げ、第71号を削り、第66号から第70号までを2号ずつ繰り下げ、第65号を第66号とし、同号の次に次の1号を加える。

67 島根県指定管理鳥獣対策事業交付金

別表中第64号を第65号とし、第61号から第63号までを1号ずつ繰り下げ、第60号を削り、第59号を第61号とし、第58号を第60号とし、第57号を削り、第56号を第59号とし、第46号から第55号までを3号ずつ繰り下げ、第45号を削り、第44号を第48号とし、第34号から第43号までを4号ずつ繰り下げ、第33号を第36号とし、同号の次に次の1号を加える。

37 児童手当県負担金

別表中第32号を第35号とし、第17号から第31号までを3号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の3号を加える。

17 島根県生産性向上・職場環境整備等支援事業費給付金

18 島根県病床数適正化支援事業費給付金

19 島根県医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費給付金

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第45号、第57号、第60号及び第71号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（次項において「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものと

する。

- 3 改正後の規則別表第17号、第18号、第19号、第37号、第67号及び第78号に掲げる交付金等については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第24号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考5(3)及び別表第3備考3(3)中「第14項」を「第15項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年島根県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中「様式第1号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第3条中「様式第1号の2」を「知事が別に定める様式」に改める。

第4条中「にあつては様式第2号に、」を「並びに」に、「にあつては様式第3号」を「は、それぞれ知事が別に定める様式」に改める。

第5条中「様式第4号」を「知事が別に定める様式」に改める。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第26号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成24年島根県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「様式第1号」を「知事が別に定める様式」に改める。

第3条中「様式第1号の2」を「知事が別に定める様式」に改める。

第4条中「にあつては様式第2号に、」を「並びに」に、「にあつては様式第3号」を「は、それぞれ知事が別に定める様式」に改める。

第6条中「様式第4号」を「知事が別に定める様式」に改める。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第27号

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成15年島根県規則第107号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（利用料金等の減免）

第5条 次の表の左欄に掲げる者が支払う利用料金等のうち同表の中欄に掲げるものは、条例16条の規定により、当該利用料金等の額から同表の右欄に定める額を減免することができる。

区 分	減免の対象	減 免 額
1 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて使用するもの	条例別表第2個人の場合の欄に定める観覧料	条例別表第2個人の場合の欄に定める観覧料と団体の場合の欄に定める観覧料との差額に相当する額

2 前号に掲げる者を引率する教職員		観覧料の額の全額
3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		観覧料の額の半額に相当する額
4 前号に掲げる者の介助者（原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。）		観覧料の額の全額
5 前各号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める者	条例別表第1又は別表第2に定める利用料金等	知事が別に定める額

備考 この表の右欄に定める額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第28号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「2パーセント」を「2.25パーセント」に、「1.9パーセント」を「2.15パーセント」に、「1.7パーセント」を「1.95パーセント」に改め、同表第2号中「1.7パーセント」を「1.95パーセント」に改め、同表第3号中「2パーセント」を「2.25パーセント」に、「1.9パーセント」を「2.15パーセント」に、「1.7パーセント」を「1.95パーセント」に改め、同表第4号中「1.7パーセント」を「1.95パーセント」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第29号

島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年島根県規則第103号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項及び」の次に「第2項並びに」を、「第30条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第2条第1項中「第26条第1項及び」の次に「第2項並びに」を、「第30条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第2条第2項中「漁獲割当管理区分に係る」を「漁獲割当管理区分の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）に係る」に、「漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記様式第2号の書面により、」を「漁獲割当管理区分の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記様式第1号の2の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）に係る報告にあつては別記様式第2号の書面により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）の特別管理特定水産資源に係る報告にあつては別記様式第2号の2の書面により、」に改める。

別記様式第1号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に改め、同様式記載要領中3を削り、4を3とし、5を4とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第1号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

島根県知事 様

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
特別管理特定水産資源ごとの 陸揚げした日／漁獲量（キログラム） ／個体の数			
船舶等の名称			

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、島根県の機関、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 3 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 4 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第2号中「漁獲量等報告書」を「特定水産資源（特別管理特定水産資源を除く。）の漁獲量等報告書」に改め、同様式記載要領の4を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号の2（第2条関係）

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

島根県知事 様

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第2項の規定により、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶等の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量（キログラム）	個体の数

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、島根県の機関、国の機関、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。

2 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

別記様式第4号中「第26条第1項」及び「第30条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第30号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則(昭和51年島根県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表1の項利率(年利)の欄、3の項利率(年利)の欄及び13の項利率(年利)の欄中「1.0パーセント」を「1.35パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第31号

島根県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

島根県流域下水道事業財務規則(令和2年島根県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「15日」を「20日」に改める。

第32条中「第31条の3」を「第31条の4」に改める。

別表第1流域下水道事業勘定科目表収益の部中「不用品売却益」を「不用品売却収益」に、「有価証券売却益」を「有価証券売却収益」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第32号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定により徴収する費用に係る」を「知事が別に定める」に改める。

第18条第2項中「15日」を「20日」に改める。

第21条第1項中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第29条第4号中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第31条の3の次に次の1条を加える。

（収納に関する事務を委託することができる歳入等）

第31条の4 法第243条の2の5の規定により知事が定める歳入等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方税（当該地方税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (2) 分担金
- (3) 負担金
- (4) 不動産売払代金
- (5) 過料
- (6) 損害賠償金
- (7) 不当利得による返還金
- (8) 雑入
- (9) 第2号、第3号及び第5号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる歳入に係る遅延損害金
- (10) 歳入歳出外現金

第83条中「、有価証券又は島根県収入証紙」を「又は有価証券」に改める。

様式第55号の備考1中「、島根県収入証紙」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第198号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
ナースステーションいろは	浜田市治和町ハ49番地2	浜田市熱田町1665-2	令和7年3月24日

島根県告示第199号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 石見さくら会	通所介護	老人デイサービスセンター 希望の郷	邑智郡邑南町矢上 3899-1	令和8年3月31日

島根県告示第200号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
飯石郡飯南町八神305番1	田	2,085
飯石郡飯南町八神306番1	田	2,757
飯石郡飯南町八神310番1	田	2,285

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和8年4月1日	権利の始期から令和13年3月31日まで	35,635

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 曾田 謙一郎 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
飯石郡飯南町八神305番1	高橋 博
飯石郡飯南町八神306番1	高橋 博
飯石郡飯南町八神310番1	高橋 博

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和8年3月12日付けで県営土地改良事業に係る加瀬地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第202号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、島根県資源管理方針を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県資源管理方針

令和2年12月25日	公表
令和3年3月22日	変更
令和3年6月30日	変更
令和3年12月28日	変更
令和4年3月31日	変更
令和5年9月8日	変更
令和5年12月26日	変更
令和6年3月26日	変更
令和6年6月28日	変更
令和6年12月27日	変更
令和7年3月28日	変更
令和7年6月27日	変更
令和8年4月1日	変更

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、近年の生産量で約10万トン、生産額は約192億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約2,000人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、食料の供給、本県の総合的な発展及び定住の推進のために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、持続的な利用を確保していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に行う責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面における資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価を行うよう要請するものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動、想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の漁業者及び漁業関係団体による要望並びに知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が図られ、漁業者及び漁業関係団体の理解が十分に得られたものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、同項の規定により認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導するものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量等の漁獲状況に関する情報は、資源状況及び環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の報告は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定により漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）及び漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても実施が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び関係都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者、漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び島根県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 島根県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源について少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1 あかがれい日本海系群」から「別紙2-4 ひらめ日本海中西部・東シナ海系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 あかあまだい日本海西・九州北西」から「別紙3-23 むしがれい日本海南西部系群」までに、それぞれ定めるものとする。

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まあじ中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第70条第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）は算入しない。）

2 島根県まあじその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（島根県まあじ中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量に変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まいわし中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県まいわしその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（島根県まいわし中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能性が変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能性が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能性の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能性による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能性による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能性の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県くろまぐろ(小型魚) 定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業(法第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則(令和2年島根県規則第93号)第4条第1項第11号に規定する小型定置漁業及び法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業(定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間にくろまぐろ(小型魚及び大型魚)の漁獲実績を有するものに限る。)をいう。以下同じ。)

③ 漁獲可能期間

周年(4月1日から翌年3月31日まで)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能性の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能性を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(県の休日は算入しない。)

2 島根県くろまぐろ(小型魚) 沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

3 島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業（島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業及び島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね3パーセントを留保枠とし、残りを直近の3か年（管理年度）ごとの漁獲実績の比率の平均値を基本としてそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁

業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。

4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

5 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型魚の保護について

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「WCPFC」という。）において、小型魚の増枠後も0歳魚（2キログラム未満）の漁獲をWCPFCで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）の平均漁獲実績の2分の1の数量から増やさないためのあらゆる努力をすることとされたことを踏まえ、県は、0歳魚の漁獲を令和6管理年度の水準から増加させないために必要な取組や関係する漁業者に対する指導を行うこととする。

また、第2の1の(1)の②及び第2の2の(1)の②で規定する漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするものを除く。）においては、小型個体の保護のため、当該漁業の属する知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合には、漁業者は、全長45センチメートル未満の生存個体の放流に努めるものとする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1－4）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する定置漁業

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）とする。

2 島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）とする。

3 島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業（島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業及び島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量のうち、留保枠等を除き、残りを直近の3か年（管理年度）ごとの漁獲実績の比率の平均値を基本としてそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。
- 2 留保枠については、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 3 農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合は、追加された数量を留保枠に加えるものとする。
- 4 3の規定にかかわらず、数量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。
- 5 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1－5）

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県するめいか漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、4,930隻とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

2 島根県まさば及びごまさばその他の漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びびごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びびごまさばを採捕する漁業（島根県まさば及びびごまさば中型まき網漁業の管理区分に係るものを除く。）

③ 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（県の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分にあつては、本県に配分された漁獲可能量（留保枠を設ける場合は、本県に配分された漁獲可能量から留保枠を除いた数量）を直近の5か年（管理年度）の漁獲実績を基本とした割合でそれぞれの知事管理区分に配分するものとする。

また、留保枠を設ける必要がある場合には、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて決定する。

なお、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の来遊状況等を踏まえ、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、農林水産大臣により本県に配分された漁獲可能量に変更された場合について準用する。

3 2の規定にかかわらず、本県及び大臣管理区分との融通又は本県及び他の都道府県との融通の結果、本県に配分される漁獲可能量に変更された場合は、追加又は削減された数量について、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

4 県内の知事管理区分間で漁獲可能量の融通を行う場合は、あらかじめ島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により、知事管理区分の配分量を変更するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2の(1)の②で規定する漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、5,000隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1-7）

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県かたくちいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし対馬暖流系群のうち、しらす（かたくちいわし対馬暖流系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1－8）

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県うるめいわし漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわしを採捕する漁業

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-9)

第1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群A海域

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県ずわいがに漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、ずわいがにを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からのその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県ずわいがに漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県ずわいがに漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、42隻とする。

(別紙1-10)

第1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県まだい漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、まだいの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月31日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県まだい漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-11)

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

島根県ぶり漁業

1 当該知事管理区分を構成する事項

(1) 水域

(2)の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

(2) 対象とする漁業

島根県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分に係るものを除く。）

(3) 漁獲可能期間

周年（7月1日から翌年6月30日まで）

2 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を島根県ぶり漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙2-1)

第1 水産資源

あかがれい日本海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-2)

第1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の

精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-3)

第1 水産資源

そうはち日本海南西部系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙2-4)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-1)

第1 水産資源

あかあまだい日本海西・九州北西

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-2)

第1 水産資源

あわび類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018

年から2022年までの平均的漁獲量（約19トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-3）

第1 水産資源

あんこう島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約512トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-4）

第1 水産資源

いさき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約290トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-5）

第1 水産資源

うまづらはぎ日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-6)

第1 水産資源

えちゅうばい島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約340トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-7)

第1 水産資源

きじはた日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約25トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-8)

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させる。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-9)

第1 水産資源

さざえ島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量(約352トン)程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-10)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙3-11)

第1 水産資源

すずき島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018

年から2022年までの平均的漁獲量（約154トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-12）

第1 水産資源

ちかめきんとき日本海中西部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約28トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-13）

第1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約104トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-14）

第1 水産資源

なまこ類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018

年から2022年までの平均的漁獲量（約80トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-15）

第1 水産資源

にぎす日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-16）

第1 水産資源

ひらまさ島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約475トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-17）

第1 水産資源

ひれぐる日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018

年から2022年までの平均的漁獲量（約173トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-18）

第1 水産資源

ほそとびうお島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約340トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-19）

第1 水産資源

まあなご島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約270トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-20）

第1 水産資源

めばる類島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018

年から2022年までの平均的漁獲量（約94トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-21）

第1 水産資源

あかむつ日本海

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約185トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-22）

第1 水産資源

まとうだい島根県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を2018年から2022年までの平均的漁獲量（約123トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

（別紙3-23）

第1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

島根県告示第203号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸山達也

1 臨港地区の区域

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山、字黒木、字宮ノ前及び字四河並びに同町大字美田字アキノ横手、字十家、字堂田、字中田、字八幡ノ前、字渡神及び字カマヤ地内

2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁県土整備局島前事業部並びに西ノ島町役場

訓 令

島根県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関
県 議 会 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
島根海区漁業調整委員会事務局
隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸山達也

別表の1の表7の項及び8の項を次のように改める。

7	保健所に勤務し、環境保全業務に従事する職員	作業衣	1着	4年
		作業衣（夏）	1着	4年

8	障がい福祉課に勤務し、児童保護業務に従事する職員	作業衣（冬）	1着	4年
		作業衣（夏）	1着	4年

別表の1の表9の項中「保健所」を「薬事衛生課獣医衛生管理室又は保健所」に改める。

別表の1の表25の項中「情報技術・デザイン科」を「DX推進スタッフ」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

島根県第4期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務の調達に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県第4期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務

(2) 仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県第4期全庁共用ファイルサーバ構築業務

契約の日から令和9年4月30日まで

イ 島根県第4期全庁共用ファイルサーバ運用保守業務

令和9年5月1日から令和14年4月30日まで

(4) 提案価格の上限額

394,639,560円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、令和9年度以降の各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和8年度 0円

令和9年度 72,350,586円

令和10年度 78,927,912円

令和11年度 78,927,912円

令和12年度 78,927,912円

令和13年度 78,927,912円

令和14年度 6,577,326円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (7) 目的
- (4) 企業体の名称
- (6) 構成員の住所及び名称
- (5) 代表者の氏名
- (4) 代表者の権限
- (4) 構成員の出資の割合
- (5) 構成員の責任
- (7) 取引金融機関
- (7) 決算
- (4) 利益金の配当の割合
- (4) 欠損金の負担の割合
- (5) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (5) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (7) 解散後の瑕疵担保責任
- (7) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和8年3月31日（火）から同年4月7日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課 システム運用係

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

(6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

(7) 担当者届 1部

(8) 提案書提出書 1部

(9) 提案書 7部

(10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和8年4月20日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和8年5月12日（火）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課 システム運用係

電話 0852-22-5563 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和8年4月7日（火）正午までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

8 選定方法

- (1) 島根県第4期全庁共用ファイルサーバ構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。
 - (2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。
 - (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
 - (4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
 - (5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。
 - (6) 審査は、次の方法で行う。
 - ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。
 - イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。
 - (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
 - (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。
- 9 提案の無効に関する事項
- 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
 - (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
 - (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
 - (4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
 - (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
 - (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- 10 契約
- (1) 契約相手方
審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。
 - (2) 契約金額
契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
 - (3) 前金払
前金払は、行わない。
 - (4) 契約保証金
島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - (5) その他の契約事項
契約予定者と協議の上定める。
- 11 その他の留意事項
- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。
 - (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
 - (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
 - (5) 提出書類は、返却しない。
 - (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : A File Server System for Shimane Prefectural Government
1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 12 May 2026
- (3) For further details contact : Information System Promotion Division, Shimane Prefectural Government, 1
Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5563

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量及びUAVレーザ測量）

2 作業期間

令和8年3月25日から同年9月30日まで

3 作業地域

益田市須子町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年10月31日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年7月12日から令和7年10月31日まで

3 作業地域

出雲市斐川町直江地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月13日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
 - 2 作業期間
令和7年7月11日から令和8年3月13日まで
 - 3 作業地域
浜田市松原町、田町、相生町、下府町、金城町小国及び旭町丸原地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月13日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和7年7月24日から令和8年3月13日まで
 - 3 作業地域
出雲市斐川町神水地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年3月18日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（現地測量及び路線測量）
 - 2 作業期間
令和7年5月29日から令和8年3月18日まで
 - 3 作業地域
出雲市大社町日御碕地内
-

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程を廃止する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

島根県選挙管理委員会規程第1号

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程を廃止する規程

海区漁業調整委員会委員選挙事務取扱規程（昭和29年島根県選挙管理委員会規程第7号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る令和8年度水産動植物の目標増殖量は、次のとおりである。

令和8年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 三 浦 順

1 水産動植物の放流量

魚種 放流量 河川名	あゆ	うなぎ	ふな	すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾) (kg)	(千尾) (kg)	(千尾) (kg)	(千尾) (kg)	(千尾) (kg)	卵 (万粒)	(kg)	(千匹) (kg)
内共第1号 宍道湖		18.0	68.0					
		550.0	1,700.0			1,060.0	200.0	
内共第2号 斐伊川	252.5	8.9	4.6		61.0			1.0
	1,290.0	310.0	80.0		1,300.0			25.0
内共第3号 神戸川	573.5	12.5	4.0	1.0	10.8			8.3
	3,500.0	500.0	40.0	10.0	860.0			330.0
内共第4号 神西湖		3.5	6.0					3.0
		50.0	60.0				10.0	40.0
内共第5号 江の川	1,800.0	8.0		1.0	4.0			0.4
	5,400.0	400.0		30.0	320.0			50.0
内共第6号 八戸川	333.6	1.3			19.0			
	2,525.0	65.0			45.0			
内共第7号 周布川	104.0	1.0			9.2			
	800.0	50.0			550.0			
内共第8号 三隅川	140.0	3.3			4.5			1.0
	625.0	150.0			150.0			50.0
内共第9号 高津川	600.0	2.0			90.0			10.0
	2,400.0	100.0			1,800.0			1.0
総 計	3,803.6	58.5	82.6	2.0	198.5			23.7
	16,540.0	2,175.0	1,880.0	40.0	5,025.0	1,060.0	210.0	496.0

2 産卵場の造成面積

(単位：m²)

魚種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)	こい
内共第2号 斐伊川		55		9

内共第3号 神戸川	4,500			
内共第5号 江の川			1,500	
内共第9号 高津川	800		500	

議 会 告 示

島根県議会告示第2号

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

島根県議会議長 池 田 一

第3条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。